

第 32 回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和 2 年 6 月 29 日(月)10:30～

場 所：県庁 6 階 第 1 ・ 第 2 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止アプリについて

(2) イベントガイドラインの見直しについて

3 報告事項

(1) 警戒レベル設定に向けた今後のスケジュールについて

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策アプリについて

1 接触確認アプリ（厚生労働省）について

(1)概要

- ・アプリ導入は、本人の同意が前提
- ・スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用し、互いの接触情報を記録
- ・接触情報には、連絡先、位置情報など個人が特定される情報は含まれない。
- ・互いに分からないようプライバシーを確保し、陽性者との接触可能性を通知

(2)導入効果

- ・陽性者との接触可能性をいち早く確認することにより、早期検査受診→早期陽性確認→早期治療→重症化の防止、感染拡大の防止が期待できる。
- ・全国統一されたアプリであることから、県外で感染し(症状がないまま)来県した場合でも、感染源となった陽性者に係る接触可能性の通知を基に、早期検査受診→早期陽性確認→早期治療→重症化の防止、感染拡大の防止が期待できる。

(3)県の方針 → 推奨する。

- ・導入効果を踏まえ、当該アプリの導入については、医療提供体制に影響を与える重症化の防止、感染拡大防止が期待できるが、その効果を得るためには、多くの者が当該アプリを導入することが不可欠である。
- ・このため、県民や来往者に対し、当該アプリの導入を促進する必要がある。

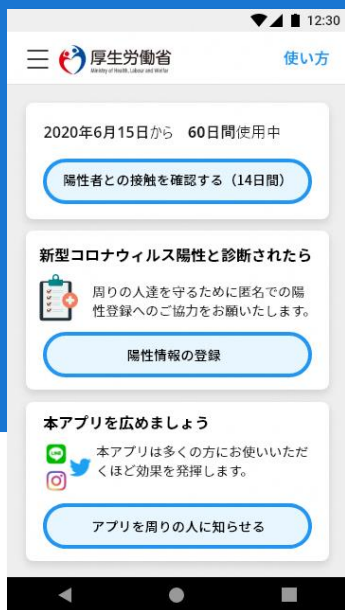
【参考】沖縄県独自の対策アプリについて

- ・観光等関係部局と連携を図り、沖縄県独自の対策アプリについて、検討を進める。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

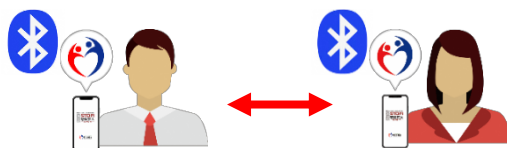


*画面イメージ

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者
と接触した可能性について、通知を受け取ること
ができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから

厚労省 接触確認アプリ

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン

改正後	改正前
<p>新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 イベント参加者をお願いすること 1)～2) (略)</p> <p>3) 当該イベントでの感染者発生時に備えた協力要請 * イベントの参加にあたり、氏名、連絡先等の記入、提出依頼に対する協力 * 参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力 * 濃厚接触者となった場合、接触してから14日間を目安に自宅待機することを協力 * 新型コロナウイルス接触確認アプリ利用の協力</p> <p>7 イベント主催者が実施すること 1) 事前実施事項 * イベント開催を企画する場合には、主催者は以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行い、必要な措置を講ずることとする。 ① 開催規模（参加人数、参集範囲） ② 開催場所（換気の状態） ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間） ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面） ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者） ⑥ 不特定多数か否か * 開催場所は、沖縄県が事業者に対して普及推進している『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』を作成・遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避ける。 * 非接触式の体温計が入手困難であることを踏まえ、イベント参加者には、自宅で必ず検温を行うことについて、開催通知、チラシ、HP等のあらゆる手段を通じて徹底し、検温をしてない方の参加は認めない。 * イベント通知やチラシ等を活用し、イベント参加を予定している高齢者や基礎疾患のある方々について、事前にかかりつけ医等に相談するよう</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 イベント参加者をお願いすること 1)～2) (略)</p> <p>3) 当該イベントでの感染者発生時に備えた協力要請 * イベントの参加にあたり、氏名、連絡先等の記入、提出依頼に対する協力 * 参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力 * 濃厚接触者となった場合、接触してから14日間を目安に自宅待機することを協力</p> <p>7 イベント主催者が実施すること 1) 事前実施事項 * イベント開催を企画する場合には、主催者は以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行い、必要な措置を講ずることとする。 ① 開催規模（参加人数、参集範囲） ② 開催場所（換気の状態） ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間） ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面） ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者） ⑥ 不特定多数か否か * 開催場所は、沖縄県が事業者に対して普及推進している『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』を作成・遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避ける。 * 非接触式の体温計が入手困難であることを踏まえ、イベント参加者には、自宅で必ず検温を行うことについて、開催通知、チラシ、HP等のあらゆる手段を通じて徹底し、検温をしてない方の参加は認めない。 * イベント通知やチラシ等を活用し、イベント参加を予定している高齢者や基礎疾患のある方々について、事前にかかりつけ医等に相談するよう</p>

新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン

改正後	改正前
<p>呼びかけるものとする。 * イベント通知やチラシ等を活用し、新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を促進する。</p> <p>2) 開催時実施事項</p> <p>* イベント参加者募集にあたっては、参加者で感染者が出た場合の対応に備え、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を把握する。また申し込み不要のイベントについては、開催当日に氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を把握できるような体制をとる。</p> <p>* 参加者に対しては、マスクを着用して来場するよう事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促す。</p> <p>* 発熱等の体調不良者の入場を制限するための体制を整える。</p> <p>* 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。</p> <p>* 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。</p> <p>* 人を密集させない環境（1 m、できれば2 m）の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。</p> <p>* 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。</p> <p>* 出演者の発声等を伴うイベントにあつては、客席と出演者との間に十分な距離をとる</p> <p>* 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。</p> <p>* イベントの前後や休憩時間などの交流の場においても感染拡大のリスクがあることを踏まえ、こうした交流を行う際は、感染予防対策を徹底するよう参加者に促す。</p> <p>3) ～5) (略)</p>	<p>呼びかけるものとする。</p> <p>2) 開催時実施事項</p> <p>* イベント参加者募集にあたっては、参加者で感染者が出た場合の対応に備え、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を把握する。また申し込み不要のイベントについては、開催当日に氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を把握できるような体制をとる。</p> <p>* 参加者に対しては、マスクを着用して来場するよう事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促す。</p> <p>* 発熱等の体調不良者の入場を制限するための体制を整える。</p> <p>* 入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。</p> <p>* 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。</p> <p>* 人を密集させない環境（1 m、できれば2 m）の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。</p> <p>* 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。</p> <p>* 出演者の発声等を伴うイベントにあつては、客席と出演者との間に十分な距離をとる</p> <p>* 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。</p> <p>* イベントの前後や休憩時間などの交流の場においても感染拡大のリスクがあることを踏まえ、<u>こうした交流を極力控えるよう参加者に促す。</u></p> <p>3) ～5) (略)</p>

新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン

改正後	改正前
<p>8 (略)</p> <p>9 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>4) その他</p> <p>* 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。</p> <p>* 終了後の懇親会等を行う際は、感染予防対策を徹底する。</p> <p>※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。</p> <p>10 イベント等の開催の中止等の検討</p> <p>(以下略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>9 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>4) その他</p> <p>* 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。</p> <p>* 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。</p> <p>※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。</p> <p>10 イベント等の開催の中止等の検討</p> <p>(以下略)</p>